

公益社団法人五所川原青年会議所会員資格規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人五所川原青年会議所定款に基づき本会議所会員資格に関する事項を定める。

第2条（会員服務規律）

会員は青年会議所の綱領並びに JC 宣言文の趣旨を理解し社会的使命をよく認識し組織が正式に決定した計画は全員よく協力し秩序よく目的の達成に努めなければならない。

2. 会員は組織の一員として責任ある立場を自覚し、定款並びに諸規程を遵守し会員として義務及び各人に定められた分担の任務は誠実に遂行しなければならない。

3. 会員は青年会議所会員であることに誇りを持ち各種大会並びに事業に積極的に参画する意欲を常に燃やし、組織並びに地域社会建設のために必要な自己研鑽は勿論、会員相互の品位と見識の向上に努めいやすくも公序良俗、社会的ルールに反する行為をしてはならない。

4. 会員は組織が社会的に信頼と期待を寄せられる団体となるために日常の生活においても会員としての信義を重んじなければならない。

第3条（新入会員加入に関する事項）

当会議所に入会を希望する者は本会議所正会員2名以上の責任ある推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い理事長に提出する。

2. 当会議所に入会を希望する者は五所川原市あるいは近郊に勤務場所または住所を有する品格ある青年でなければならない。

3. 申込書により本人及び推薦者は理事長と面接し本人の入会希望を確認する。

4. 会員拡大担当委員会は新入会員申込書を理事会に提出し承認を得る。

5. 入会希望者は理事会の承認を得た後3ヶ月間に1回例会へ出席すると共に理事長面談を受けなければならない。この期間を仮入会と称する。また2回目の出席の日を以って正会員になる資格を有する。但し、やむを得ない理由により例会が開催されない場合においては3ヶ月間に1回の例会参加について免除することができる。

6. 理事会の審議を受けた後次回例会又は総会に於いて所定の責任義務に関する誓約書を提出し又所定の入会金及び会費を納付しなければならない。

7. 賛助会員により出向している会員は転勤、退職等により退会した場合、その後任者が入会を希望することにより自動的に会員とみなす。

8. 原則として除名された者の再入会はできないものとするが特に必要な場合は理事会の決議による。

9. 仮入会員は仮入会費を納入しなければならない。仮入会費は10,000円とし、仮入会を認められた時に納入するものとする。

第4条（新入会員推薦者に関する事項）

新入会員を推薦しようとする者は次の資格を必要とする。

- (1) 前年度会費を期日までに納入し、かつ例会出席7回以上あった者
- (2) 今年度会費を期日までに納入した者で例会出席60%以上の者

- (3) 正会員として満2年以上経過した者
- 2. 新入会員を推薦した者は2年間次の責を負う。
 - (1) 当該新入会員が負担金、会費等の費用不払の場合はその責を負う
 - (2) 当該新入会員が本会議所に対する義務不履行の場合督促をする
 - (3) 正会員の資格を喪失した場合でも前号の責は免れない

第5条 (会費納入等に関する事項)

本会議所の会費及び納入期限を次のとおりとする。

会員別 金額 納入期限

正会員会費 年額 120,000円 1月末

但し4月までの分納を認める

仮入会員会費 10,000円 仮入会時

特別会員会費 終身会費 120,000円 5月末

賛助会員会費 年額 10,000円 5月末

- 2. 年度途中において正会員となった者の会費は正会員となった時点からの月割とし正会員として認められると同時に納入しなければならない。
- 3. 入会金は正会員として入会を認められた場合にのみ徴収する。入会金の額は15,000円とし、正会員として認められた時に会費と共に納入しなければならない。但し次に掲げる者の入会金は免除する。

- (1) 他会議所会員にして転居等により本会議所に加入しようとする者で他会議所の推薦書のある者
- (2) 本会議所の会員にして一時退会し再入会を希望するもの
- (3) 賛助会員より出向されて会員となっている者の交代の場合
- 4. 災害等社会情勢によるやむを得ない理由により事業活動を行えない場合、総会の承認により会費の一部返還をすることができる。

第6条 (会員失格に関する事項)

正会員は年間例会出席7回未満の場合又は会費を期日が過ぎても納入しなかった場合には、理事会の決議に基づき財務局長は直ちに10日間の猶予期間を設けて出席又は会費納入の督促を行う。又当該会員が入会后2年間を経過していない場合は、先に推薦者に対し出席又は会費等納入勧告を行う。

- 2. 前項の猶予期間内になんらかの回答がない場合は総会において会員の3分の2以上の同意を得て除名することができる。
- 3. 長期間の病気又は出張等による長期欠席を余儀なくされた場合は休会届を提出する。休会が一年以上に及ぶ時は一時退会を勧告する。
- 4. 休会中の会費は半額とし本規程第5条に定める期間内に納付するものとする。
- 5. 本会議所の体面を傷つけ又は趣旨に反する行為のあった場合、又その他会員として適当と認められない場合には総会において会員の3分の2以上の同意を得て除名することができる。

第7条 (特別会員に関する事項)

正会員の制限年齢を通過した者は自動的に本会議所を退会し特別会員になる資格を有する。

2. 前項の特別会員を希望する者は特別会員入会申込書を理事長へ提出し理事会の審議により特別会員となることができる。

3. 特別会員は終身会費として正会員と同額の会費を納入する。また、例会、総会、家族会などに出席することができる。

4. 特別会員は理事会からの諮問がある場合に限り意見を申し述べるることができる。

第8条（賛助会員に関する事項）

本会議所の趣旨に賛同しその事業の発展を助長することを望む個人、法人及び団体等は、理事会の決議により賛助会員となることができる。

2. 賛助会員を希望する場合、賛助会員入会申込書を理事長に提出する。

3. 賛助会員は会費を納入し例会、総会、家族会等に出席することができる。この場合実費を負担するものとする。

第9条（会費及び入会金の使途に関する事項）

第5条の会費及び入会金は、公益目的事業に30%、その他の事業及び管理運営経費（法人会計）に70%使用する。ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

2012. 1.25 制定

2016. 2.29 改訂

2016. 9.29 改訂

2020. 9.30 改訂